

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 告示

○土壌汚染対策法第11条第1項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定	第121号	(水大気環境課)	2
○土壌汚染対策法第11条第2項の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除	第122号	(同)	2
○ヨーネ病検査等の実施	第123号	(畜産課)	2
○漁獲共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意	第124号	(水産課)	3
○道路の区域の変更	第125号	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	第126号	(同)	4
○道路の供用の開始	第127号	(同)	4
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画下水道事業豊明公共下水道(境川処理区))	第128号	(上下水道課)	4
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画下水道事業津島公共下水道(日光川下流処理区))	第129号	(同)	4
○河川法第14条第2項に基づく洪水浸水想定区域の指定の変更等	第130号	(河川課)	4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	第131号	(砂防課)	5
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画道路事業3・5・45号光音寺内田橋線)	第132号	(都市整備課)	5
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (名古屋都市計画道路事業3・4・87号古鳴海停車場線)	第133号	(同)	5
○都市計画公園事業の事業計画の変更認可 (西三河都市計画公園事業5・5・6号岩ヶ池公園)	第134号	(公園緑地課)	5

選挙管理委員会告示

○各種の直接請求をする場合の署名を必要とする選挙権を有する者の数	第33号	(選挙管理委員会事務局)	5
----------------------------------	------	--------------	---

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業流通課)	7
○大規模小売店舗の変更の届出	(同)	8
○大規模小売店舗の廃止の届出	(同)	10
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可 (日進駅西土地区画整理組合)	(都市整備課)	10
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	10
○新聞広告制作掲載業務に関する一般競争入札の実施	(企画調整課)	11

一部事務組合

○定例愛知県競馬組合議会招集	(愛知県競馬組合)	13
----------------	-----------	----

告 示

愛知県告示第121号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域を次のように指定する。

なお、当該区域は、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第5項第12号に該当する区域である。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

形質変更時要届出区域	土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
海部郡飛島村金岡6番の一部で次の図に示す区域（面積1,800㎡）	砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県環境局環境政策部水大気環境課及び海部県民事務所環境保全課において閲覧に供する。）

愛知県告示第122号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、次のように形質変更時要届出区域の指定を解除する。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除に係る形質変更時要届出区域
小牧市大字上末字久瀬川2128番1の一部（令和7年愛知県告示第41号により指定した区域）
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 1の区域の全部において2の特定有害物質の種類について講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

愛知県告示第123号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、ヨーネ病検査、オーエスキー病検査、牛の伝達性海綿状脳症検査、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査、蜜蜂腐蝕病検査、豚熱検査、高病原性鳥インフルエンザ検査、低病原性鳥インフルエンザ検査、アカバネ病検査、ブルセラ症検査並びに結核検査を次のように実施する。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 実施の目的
ヨーネ病、オーエスキー病、牛の伝達性海綿状脳症、めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症、蜜蜂腐蝕病、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ並びに低病原性鳥インフルエンザの発生予防並びにアカバネ病、ブルセラ症及び結核の発生予察
- 2 実施する区域、実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲、実施の期日並びに検査の方法

検査の種類	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病検査	一宮市、半田市の一部、豊川市、刈谷市、豊田市、西尾市の一部、蒲郡市、江南市、東海市、大府市、豊明市、田原市、愛西市並びに知多郡阿久比町、東浦町、美浜町及び武豊町の区域 上欄の区域を除く愛知県全域	(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛 (2) (1)の牛と同居し、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛 (3) その他家畜保健衛生所長が必要と認める牛 家畜保健衛生所長が必要と認める牛	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において当該区域を所管する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日	家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）別表第1による検査の方法
オーエスキー病検査	愛知県全域	家畜保健衛生所長が必要と認める豚	同	ラテックス凝集反応、エライザ法による検査及び中和試験
牛の伝達性海綿状脳症検査	同	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間	家畜伝染病予防法施行規則別表

		6条第1項の規定による届出の対象となる牛の死体		第1による検査の方法
めん羊及び山羊の伝達性海綿状脳症検査	同	月齢又は推定月齢が満18月以上で死亡しためん羊又は山羊の死体	同	同
蜜蜂 ^そ 腐蛆病検査	同	蜜蜂（反復利用が可能な蜂房を利用しないで飼育されているものを除く。）	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において当該区域を所管する家畜保健衛生所長がそれぞれ指定する日	臨床検査、細菌学的検査、ミルクテスト及びPCR検査
豚熱検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める豚及びいのしし	同	臨床検査、エライザ法による検査及び中和試験
高病原性鳥インフルエンザ検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める家きん（原則として飼養羽数100羽以上（エミュー及びだちょうについては、10羽以上）の家きん農場で飼養する家きん）	同	臨床検査、エライザ法による検査及び寒天ゲル内沈降反応による検査
低病原性鳥インフルエンザ検査	同	同	同	同
アカバネ病検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める未越冬牛	同	中和試験
ブルセラ症検査	同	家畜保健衛生所長が必要と認める牛	同	臨床検査、エライザ法による検査、剖検、病理組織検査及び細菌学的検査
結核検査	同	同	同	臨床検査、ツベルクリン検査、剖検及び病理組織検査

3 その他

家畜伝染病予防法第5条第1項に基づくヨーネ病検査、牛の伝達性海綿状脳症検査、蜜蜂^そ腐蛆病検査、ブルセラ症検査及び結核検査については、愛知県手数料条例（平成12年愛知県条例第20号）第3条の規定に基づく手数料を徴収する。

愛知県告示第124号

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第47条の規定に基づき届出があった次の区域及び区分についての特定第二号漁業者の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

区 域	区 分
西三河及び衣崎区域 （西三河漁業協同組合及び衣崎漁業協同組合の地区）	水流噴射式貝けた網を使用して営む漁業

愛知県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区 間	敷地の幅員	延長
県道	東大見岡崎線	旧	岡崎市明大寺本町四丁目72番1地先から同72番3地先まで	16.7～20.3 m	0.032 km

	新	同	18.9 ~ 21.1	同
--	---	---	-------------	---

愛知県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和8年3月22日から施行する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区間	敷地の幅員	延長
県道	名古屋岡崎線	旧	豊明市杓掛町掛下1番1地先から刈谷市井ヶ谷町池之浦58番2地先まで	30.0 ~ 93.0 m	0.760 km
		新	同	同	同

愛知県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名古屋岡崎線	豊明市杓掛町掛下1番1地先から刈谷市井ヶ谷町池之浦58番2地先まで	令和8年3月22日

愛知県告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
豊明市	名古屋都市計画下水道事業豊明公共下水道（境川処理区）	平成25年9月20日から令和11年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分変更なし	豊明市役所

愛知県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
津島市	名古屋都市計画下水道事業津島公共下水道（日光川下流処理区）	平成15年2月21日から令和14年3月31日まで	収用の部分なし 使用の部分なし	津島市役所

愛知県告示第130号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定に基づく次の河川に係る洪水浸水想定区域の指定のうち水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第3号に掲げる事項を変更したので、同条各号に掲げる事項を示した関係図面を次の場所に備え置いて閲覧に供する。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

河川の名	名称	閲覧場所
一級河川	庄内川水系香流川	愛知県建設局河川課、愛知県尾張建設事務所及び愛知県県民相談・情報センター

愛知県告示第131号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

犬山市大字犬山字西古券区域

犬山市大字犬山字西古券の区域内の土地のうち、次の1点から6点までを順次結んだ線及び1点と6点を結んだ線に囲まれた土地の区域

- 1点 北緯35度22分58秒7846 東経136度56分13秒0425
- 2点 北緯35度23分01秒9886 東経136度56分13秒2887
- 3点 北緯35度23分02秒2847 東経136度56分13秒5317
- 4点 北緯35度23分02秒2856 東経136度56分13秒9846
- 5点 北緯35度23分00秒6569 東経136度56分14秒1198
- 6点 北緯35度22分58秒7047 東経136度56分13秒6974

愛知県告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
名古屋市	名古屋都市計画道路事業3・5・45号光音寺内田橋線	平成8年8月21日から令和13年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	名古屋市役所

愛知県告示第133号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
名古屋市	名古屋都市計画道路事業3・4・87号古鳴海停車場線	平成15年7月8日から令和12年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	名古屋市役所

愛知県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

施行者の名称	都市計画事業の種類及び名称	事業施行期間	事業地	図書の縦覧場所
刈谷市	西三河都市計画公園事業5・5・6号岩ヶ池公園	平成11年7月2日から令和13年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	刈谷市役所

選挙管理委員会告示

愛知県選挙管理委員会告示第33号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び第252条の39第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づき各種の直接請求をする場合の署名を必要とする選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和8年3月17日

愛知県選挙管理委員会委員長 加藤 茂

1 県の条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃を知事に請求するために必要な数（請求するための最小限度の数。以下同じ。）

121,427人

2 県の事務の執行に関し、県の監査委員に監査（個別外部監査契約に基づく監査を含む。）を請求するために必要な数

121,427人

3 県の議会の解散を県の選挙管理委員会に請求するために必要な数

858,917人

4 県の議会の議員の解職を県の選挙管理委員会に請求するために必要な数

選挙区	請求するために必要な数	選挙区	請求するために必要な数
千種区	44,073人	東区	23,417人
北区	44,961人	西区	41,581人
中村区	38,678人	中区	27,950人
昭和区	28,823人	瑞穂区	29,997人
熱田区	18,370人	中川区	59,258人
港区	37,340人	南区	36,063人
守山区	47,429人	緑区	67,272人
名東区	43,374人	天白区	43,228人
豊橋市	96,963人	岡崎市及び額田郡	114,041人
一宮市	103,730人	瀬戸市	34,229人
半田市	31,415人	春日井市	83,407人
豊川市	49,700人	津島市	16,435人
碧南市	18,406人	刈谷市	41,150人
豊田市	111,019人	安城市	50,032人
西尾市	43,933人	蒲郡市	21,023人
犬山市	19,597人	常滑市	15,762人
江南市	27,102人	小牧市	39,090人
稲沢市	36,462人	新城市及び北設楽郡	14,026人
東海市	30,639人	大府市	24,569人
知多市	22,856人	知立市	18,913人
尾張旭市	22,925人	高浜市	12,241人
岩倉市	12,637人	豊明市	18,022人
日進市及び愛知郡	36,609人	田原市	15,916人
愛西市	16,810人	清須市、北名古屋及び西春日井郡	46,079人
弥富市	11,564人	みよし市	16,159人
あま市及び海部郡	43,812人	長久手市	16,090人
丹羽郡	15,912人	知多郡第一	20,866人
知多郡第二	21,840人		

5 知事の解職を県の選挙管理委員会に請求するために必要な数

- 858,917人
 6 県の副知事、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職を知事に請求するために必要な数
- 858,917人
 7 県の教育委員会の教育長又は委員の解職を知事に請求するために必要な数
- 858,917人

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を設置する者
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社大阪屋ショッピング
 富山県富山市赤田487番地 1
 代表取締役 尾崎 弘明
 - (2) その他大規模小売店舗を設置する者
 1名（縦覧による）
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 大阪屋ショッピング日進店
 日進市赤池町モチロ61番209ほか
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 令和8年10月14日
- 4 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項		概 要	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社大阪屋ショッピング	
	代表者の氏名	代表取締役 尾崎 弘明	
	住所	富山県富山市赤田487番地 1	
	その他小売業を行う者	1名	
店舗面積の合計		3,281㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	152台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	96台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	128㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	28.9m³
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前8時	
	小売業を行う者の閉店時刻	午後9時	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前7時30分から午後9時30分まで	

駐車場の自動車の 出入口	数	2箇所
	位置	縦覧による
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

- 5 届出の日
令和8年2月13日
- 6 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年3月17日（火）から令和8年7月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先
令和8年7月17日（金）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べるができる。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

- 1(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
有限会社京登
名古屋市中区赤坪町191番地1
代表取締役 堀田茂富市
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン刈谷
刈谷市東境町道根1番地2ほか124筆
- (3) 大規模小売店舗の変更の日
縦覧による。
- (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届出事項	変更前	変更後
小売業を行う者	イオンビッグ株式会社	変更前に同じ
代表者の氏名	代表取締役 小林健太郎	代表取締役 三浦 弘
住所	名古屋市中村区名駅五丁目25番8号	変更前に同じ
その他小売業を行う者	13名（縦覧による）	13名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入退店のため。
- (6) 届出の日
令和8年2月24日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年3月17日（火）から令和8年7月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和8年7月17日（金）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者
ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イオンタウン株式会社
千葉市美浜町中瀬一丁目5番地1

- 代表取締役 加藤 久誠
 イ その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者
 1名（縦覧による）
 (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオンタウン弥富
 弥富市五明町蒲原1371番地 4
 (3) 大規模小売店舗の変更の日
 縦覧による。
 (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	
大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	氏名又は名称	イオンタウン株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 加藤 久誠	同
	住所	千葉市美浜町中瀬一丁目 5 番地 1	同
	その他大規模小売店舗を新設する者又は設置している者	1名（縦覧による）	1名（縦覧による）
小売業を行う者	氏名又は名称	イオンビッグ株式会社	変更前に同じ
	代表者の氏名	代表取締役 小林健太郎	代表取締役 三浦 弘
	住所	名古屋市中村区名駅五丁目25番 8 号	変更前に同じ
	その他小売業を行う者	10名（縦覧による）	11名（縦覧による）

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
 建物設置者の代表者の変更並びに小売業者の名称、代表者及び住所の変更並びに入店のため。
 (6) 届出の日
 令和8年2月24日
 (7) 届出等の縦覧場所
 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
 (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
 令和8年3月17日（火）から令和8年7月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
 (9) 意見書の提出期限及び提出先
 令和8年7月17日（金）
 愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

- 3(1) 大規模小売店舗を新設する者又は設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社ホームセンターバロー
 岐阜県多治見市大針町661番地の1
 代表取締役 和賀登盛作
 (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 ホームセンターバロー瀬戸川端店
 瀬戸市川端町一丁目19番地ほか19筆
 (3) 大規模小売店舗の変更の日
 令和6年3月1日
 (4) 大規模小売店舗の変更の事項及び概要

届 出 事 項	変 更 前	変 更 後	
大規模小売店舗の名称及び所在地	（仮称）ホームセンターアント瀬戸店 瀬戸市川端町一丁目19番地ほか19筆	ホームセンターバロー瀬戸川端店 瀬戸市川端町一丁目19番地ほか19筆	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社ホームセンター・アント	株式会社ホームセンターバロー
	代表者の氏名	代表取締役 安藤 通康	代表取締役 和賀登盛作
	住所	春日井市大留町四丁目 6 番地の 3	岐阜県多治見市大針町661番地の 1
	その他小売業を行う者	なし	変更前に同じ

- (5) 大規模小売店舗の変更の理由
店舗名称の変更及び小売業者の入退店のため。
- (6) 届出の日
令和8年2月20日
- (7) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (8) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和8年3月17日（火）から令和8年7月17日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (9) 意見書の提出期限及び提出先
令和8年7月17日（金）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があった。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 大規模小売店舗を廃止する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ユニー株式会社
稲沢市天池五反田町1番地
代表取締役 榊原 健
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアゴ ラ フーズコア半田清城店
半田市清城町三丁目5番1ほか1筆
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計
1,624m²
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
567m²
- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
令和8年2月20日
- 6 廃止する理由
ピアゴ ラ フーズコア店舗の閉店により、店舗面積が1,000m²以下となるため。

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定に基づき、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 組合の名称
日進駅西土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地
日進市折戸町中屋敷24 ロワイヤル24 201号
- 3 設立認可の年月日
令和2年3月24日
- 4 変更認可の年月日
令和8年3月17日

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年 月 日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
7尾建 96-54	令和 7. 7. 25	河村 米光	西春日井郡豊山町大字青山703	西春日井郡豊山町大字豊場字新栄1-1
7尾建 96-58	7. 7. 25	小出 匡範	東京都目黒区下目黒三丁目12-11	西春日井郡豊山町大字豊場字新栄34-1
7尾建 96-175	8. 1. 16	株式会社東栄住宅 代表取締役 佐藤 千尋	東京都西東京市芝久保町四丁目 26-3	日進市三本木町廻間111-42

6知建 59-47	7.1.22	愛知道路コンセッション株式会社 代表取締役社長 柘植 浩史	半田市彦洲町三丁目100	知多郡阿久比町大字阿久比字桜 4-3ほか2筆
7尾建 96-20	7.4.24	伊藤 金一	愛西市勝幡町出崎1270	愛西市勝幡町出崎1255-2ほか 2筆
7尾建 96-19	7.5.7	齋藤 研	名古屋市熱田区森後町8-4	豊明市沓掛町寺池64
7尾建 96-24	7.5.8	株式会社エサキホーム 代表取締役 江寄 豪治	一宮市東出町7-1	海部郡大治町大字西條字殿池34
7尾建 96-126	7.11.14	有限会社ラムダ 代表取締役 伊藤 裕彦	一宮市花池二丁目26-15	海部郡大治町大字長牧字中道47

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和8年3月17日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
新聞広告制作掲載業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書で示す仕様等とします。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年11月13日（金）まで
- (4) 履行期間
令和8年5月8日（金）から令和8年11月13日（金）まで
- (5) 履行場所
入札説明書で示す場所とします。
- (6) 入札方法
ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。
電子入札システムにより難しい場合は、事前に県の承認を得て、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。
- イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。
アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に規定する排除措置を受けていないこと並びに「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成20年1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」（平成20年1月29日付け19財契第103号）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (3) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和8年4月～令和10年3月）の大分類「03. 役務の提供等」のうち中分類「03. 映画等製作・広告・催事」に登録されている者であること。
- (4) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県及び名古屋市が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により愛知県会計局及び愛知県建設局が定める指名停止取扱要領等に基づく指名停止並び

に名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付け15財用第5号）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

3 入札説明書の交付方法等

(1) 入札説明書の交付方法

令和8年3月17日（火）午前9時から令和8年4月27日（月）午後5時までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。

アドレス <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前8時から午後8時までです。

(2) 入札期間

令和8年4月28日（火）午前9時から令和8年4月30日（木）午後5時まで
（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和8年5月1日（金） 午前10時

愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局企画調整課啓発グループ

(4) 問合せ先

愛知県アジア・アジアパラ競技大会推進局企画調整課啓発グループ

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県東大手庁舎2階（郵便番号460-8501）

電話（052）954-7410（ダイヤルイン）

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び必要書類を令和8年4月6日（月）午前9時から令和8年4月17日（金）午後5時までの間に、電子入札システム等により提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び必要書類を審査した結果、当該案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

なお、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者が複数いた場合は、電子くじにより落札者を決定します。

(7) 契約方法

契約は、契約金額のうち、3分の2を愛知県が負担し、3分の1を名古屋市が負担する三者契約とします。

(8) 調達の条件

本調達は、議会における当該調達に係る予算の成立を条件とするものです。

(9) その他

詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Newspaper advertisement production and publication

(2) Deadline for the submission of application forms and relevant documents for qualification by the electronic bidding system: 5:00 p.m., April 17, 2026

(3) Deadline for the submission of tenders via the electronic bidding system: 5:00 p.m., April 30, 2026

(Tenders submitted in person or by email are due at the same time as those submitted via the electronic bidding system.)

- (4) Contact point: Planning and Coordination Division, Bureau of Asian Games and Asian Para Games, Aichi Prefectural Government
3-1-2, Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8501 Japan
Tel: 052-954-7410

一部事務組合

愛知県競馬組合告示第1号

令和8年3月26日午前10時定例愛知県競馬組合議会を名古屋競馬場スタンド3階議場に招集する。

令和8年3月17日

愛知県競馬組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

